

学校教育事業（学校教育関係各種事務事業）の取扱いについて

学校教育事業（学校教育関係各種事務事業）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 17 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-13	学校教育事業（学校教育関係各種事務事業）の取扱いについて
<ol style="list-style-type: none">1 就学区域については、現行のまま新町へ引き継ぐこととし、合併問題とは切り離して合併後に検討を続けていく。2 学校の統廃合は、就学区域問題と併せ、合併問題とは切り離して合併後に検討を続けていく。3 中学校（校舎・屋内運動場）については、早期に耐震化を図っていく。4 幼稚園の保育料は1ヶ月3,700円の12ヶ月に統一する。また、納入方法については、口座振替に統一する。5 通学補助については、中学校のバス（JR含む）通学者は、大河内町の例により、全額町負担とする。また、自転車通学者のヘルメット購入補助金については神崎町の例による。		